

特定個人情報保護評価書素案からの変更内容

1 共通事項

パブリックコメント及び第三者による点検の実績について、次のとおり記載した（住民基本台帳に関する事務74頁及び個人住民税に関する事務49頁）。

VI 評価実施手続	
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	目黒区パブリックコメント手続要綱に基づき意見公募を実施した。実施に当たっては、区報に実施についての記事を掲載するとともに、区公式ホームページ及び総合庁舎その他区有施設39か所において評価書及び評価書に係る資料を公開し、広く区民等の意見を求めた。
②実施日・期間	平成26年12月15日から平成27年1月22日まで
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・評価書の宣言中にも具体的なリスクと軽減されるリスクを記載すること。 ・これまでのリスク対策を数段上回るリスク対策を明記すべきである。 ・審議会と行政だけでなく評価委員会を設置すべきである。 ・区民のメリットを具体的に記載すること。
⑤評価書への反映	(下記のとおり)
3. 第三者点検	
①実施日	平成27年2月9日
②方法	目黒区情報公開・個人情報保護審議会において点検を行う。
③結果	第三者点検機関として了承した。なお、評価項目にかかる共通指摘事項として、「Ⅲ. リスク対策」でアクセスログの分析方法と、「Ⅴ. 開示請求・問合せ」の具体的な方法について質疑があった。アクセスログは分析ツールを導入して随時解析を行うこと、開示請求手続は従来の書面以外に、今後、番号法附則第6条1項で定めた「マイ・ポータル」の設置について担当課から説明した。その他、番号制度全般等に関する質疑があった。

2 住民基本台帳に関する事務

パブリックコメントの結果及び政令の改正を踏まえ、次のとおり変更した。

(_____ は、変更部分)

頁	項目	変更後	変更前	変更理由
7	4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが	また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが	パブリック・コメントの趣旨を踏まえ、追加する。

		期待される。 <u>さらに、個人番号カードのＩＣチップに格納される公的個人認証は、そのオンライン上の本人確認機能により、コンビニから住民票の写し等の各種証明書の取得が可能となる。</u>	期待される。	
7	5. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・<u>第22条（転入届）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） 	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第4号。以下「政令」という。）が平成27年1月15日付けで公布され、転出証明書の記載事項に「個人番号」が加わることとされたため。
37	6. 特定個人情報の 保管・消去 ②保管期間 その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>本人確認情報を更新したことにより、修正前・削除前情報となった本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第3項（保存）の規定に基づき、150年間保存する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>今後発出が予定されている住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令において、市町村が保有する修正前・削除前の本人確認情報の保存期間が5年から150年に延長される予定である。</u> 	政令が正式に公布されたため。

3 個人住民税に関する事務

「1 共通事項」以外の変更なし

以 上